

一般社団法人栃木県病院薬剤師会長 様

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課長

病院・一般診療所における麻薬の無免許施用事案の発生に係る注意喚起について
(通知)

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から特段の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、県内において、医師が、麻薬施用者免許（以下「免許」という。）の有効期限が経過し、無効となっているにもかかわらず、長期にわたり麻薬を施用又は施用のため交付していた事案が昨年度に引き続き発生しました。今回確認された事案についても、これまでと同様、医師個人が免許の有効期限を把握していなかったことや免許に係る事務手続きを担っていた医療機関の事務職員が免許を適切に管理していなかったことが主な原因であったことが調査の結果、明らかとなっております。

麻薬の無免許施用事案は、重大な麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）違反であることから、「麻薬の無免許施用事案の発生に係る注意喚起について（通知）」（令和6（2024）年2月2日付け薬第702号薬務課長通知）において注意喚起を行うとともに、再発防止の徹底について通知したところですが、こうした事案が繰り返し発生していることは誠に遺憾であります。

つきましては、免許の適正な管理のため、貴会員に対し、改めて下記について御周知いただき、同様な事案の未然防止に万全を期していただくようお願いいたします。

記

麻薬管理者においては、適切に免許情報を管理し、無免許による麻薬の施用等が起きないよう厳重に確認するとともに、適正な管理体制を構築すること。

温泉・薬物対策担当 TEL:028-623-3119
メール: onsenyakubutu@pref. tochigi. lg. jp